

# 指定訪問介護（介護予防）事業所運営規程 (事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ケアセンター八王子が開設するケアセンター太陽（以下：「事業所」という）が行う指定訪問介護（介護予防）の事業（以下「事業」という）の信頼される運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者（以下「訪問介護員等」という）が、高齢者、障害者を対象に地域社会の中で、質の高い訪問介護（介護予防）及び生活援助の在宅サービス事業と外出援助等の支援事業を提供することで、高齢者、障害者が自立した生活をおくる社会の実現を目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援・要介護者等の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこなう。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ケアセンター太陽

二 所在地 東京都八王子市散田町4-24-15

## （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者 2名（介護福祉士2名）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護（介護予防）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護（予防介護）計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等

|         |    |         |          |
|---------|----|---------|----------|
| 介護福祉士   | 7名 | (常勤 3名) | (非常勤 4名) |
| 2級課程終了者 | 0名 | (常勤 名)  | (非常勤 名)  |

訪問介護員等は、指定訪問介護（介護予防）の提供にあたる。

四 事務職員 2名（サービス提供責任者兼務）

必要な事務を行う。

- 一) 予算、決算に係る収支会計処理
- 二) 給与計算処理
- 三) 利用料金請求処理
- 四) その他

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、12月29日から1月3日までを除く。

二 休日日 日曜日

- 三 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- 四 営業時間外サービス提供等は、居宅支援事業所と連携、調整を行うとする。
- 五 24時間電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護（介護予防）の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護（予防介護）を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護（介護予防）が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。平成27年8月1日より2割所得に応じて3割。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他
- 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他
- 三 夜間巡回 排泄介助、体位交換、着替介助、
- 四 通院等のための乗車・降車の介助

次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護（介護予防）支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 事業所から通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき200円

前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八王子市、の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 指定訪問介護（予防介護）事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、教育計画等と研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 採用後研修 採用後1ヶ月 1回
  - 継続研修 年 12回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、プライバシーの保護に努めます。
  - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
  - 4 苦情については、苦情窓口設置（別紙）を行い適切に対応いたします。
  - 5 緊急時および事故並びに災害等における対応は、別紙に置いて適切に対応いたします。
  - 6 衛生管理について、感染症予防につとめ、職員の健康診断等の実施を行い適切に管理をいたします。
  - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ケアセンター八王子法人代表者と事業所管理者と協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程、令和3年4月1日から施行する。